

新型コロナウイルスの影響に対する県の金融支援

～中小企業者の皆様へ～

☆県制度融資（セーフティネット資金）利用について☆

千葉県では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、県制度融資のセーフティネット資金の利用枠を設けています。

利用にあたりましては、最寄りの取扱金融機関（注1）に相談・申し込みを行うこととなります。

注1 取扱金融機関

（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター

（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北

（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀

（都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな

（信託銀行）三井住友

（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫

県制度融資のセーフティネット資金について

新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者の皆様が利用できる県制度融資のセーフティネット資金は以下のとおりです。

- ・セーフティネット資金（一般枠）
 - ・セーフティネット資金（市町村認定枠）
 - ・セーフティネット資金（危機関連保証枠）
- } 併用可能です。

県制度融資のセーフティネット資金の概要について

セーフティネット資金の概要は以下のとおりです。市町村認定枠、危機関連保証枠は、売上の減少を要件とするものであり、市町村長が認定することが必要です。

項 目	セーフティネット資金 (一般枠)	セーフティネット資金（市町村認定枠）		セーフティネット資金 (危機関連保証枠)
		(4号)	(5号)	
対 象 地 域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域
要 件	最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少していること	① 指定地域で原則1年以上継続して事業を行っていること ② 災害等の影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比20%以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること ⇒ 市町村長から認定を受けることが必要	① 国の指定する業種であること ② 災害等の影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比5%以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること等 ⇒ 市町村長から認定を受けることが必要	突発的に生じた大規模な経済危機等により、1か月間の売上が前年同月比15%以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること等 ⇒ 市町村長から認定を受けることが必要
資 金 使 途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融 資 限度額	8,000万円 (市町村認定枠、危機関連保証枠と別枠)	8,000万円 (一般枠、危機関連保証枠と別枠)		8,000万円 (一般枠、市町村認定枠と別枠)

項 目	セーフティネット資金 (一般枠)	セーフティネット資金 (市町村認定枠)		セーフティネット資金 (危機関連保証枠)
		(4号)	(5号)	
金 利	1. 1%～1. 7% (融資期間により異なる)	1. 0%～1. 4% (融資期間により異なる)	1. 0%～1. 4% (融資期間により異なる)	1. 0%～1. 4% (融資期間により異なる)
融 資 期 間	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転： 7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転： 7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転： 7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置2年以内) 運転： 7年以内 (据置2年以内)
保証料	0. 4%～1. 85% 小規模事業者には、保証料率 1.15%を超える部分に補助あり	0. 75%	0. 63%	0. 75%
取 扱 期 間	常 時	～令和2年6月1日	常 時	令和2年2月1日～ 令和3年1月31日

※危機関連保証枠は、3/11 時点は発動されていません。現時点での見込みです。

※その他、短期的な運転資金を必要とする場合は、「サポート短期資金」などもあります。取扱金融機関で相談の上、最もニーズに応じた資金メニューをご利用ください。

◎事業の詳細やご不明な点については、千葉県経営支援課にご相談ください。

問合せ先：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL:043-223-2707

FAX: 043-227-4757

E-mail: keiei1@mz.pref.chiba.lg.jp